

入札参加資格審査申請書送付票(農業用機械等)

- ・この「入札参加資格審査申請書送付票」に必要な事項を記入してください。
- ・この送付票は、個人・組合の方も使用できます。
- ・該当する項目のチェック(申請者)欄に「✓」を入れ、本票を申請書とともに市販ファイル(A4)に綴じて、返信用封筒を同封して提出してください。

会社名又は個人名		
連絡先	所属	
	氏名	
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	

※電話番号は、日中に連絡を取ることができる番号をご記入ください(携帯電話でも可)

提出書類	提出区分	確認事項	チェック欄		連絡事項
			申請者	公社	
①競争入札参加資格審査申請書	◎	<ul style="list-style-type: none"> ■申請書の提出月日を記載している。 ■希望の資格に○印を記載している。 ■代表者所在地は、本店(個人は拠点)の住所が記載されている。 ■代表者印を押印している。 ■契約履行が可能な地域全てに漏れなく、○印を記載している。 			
②登記事項証明書(写し可)	◎	<ul style="list-style-type: none"> ■法務局の発行するものである。 ■申請受付時前3か月以内に発行されたものである。 			
③身分証明書(写し可)	○	<ul style="list-style-type: none"> ■市区町村長の発行するものである。(注1) ■申請受付時前3か月以内に発行されたものである。 			
④営業証明書(業種及び営業開始日の記載があるもの)写し可	○	<ul style="list-style-type: none"> ■市区町村長の発行するものである。(注1) ■申請受付時前3か月以内に発行されたものである。 ■営業証明書に業種(事業内容)が記載されている又は営業証明書が発行されている。 (両方されていない場合は以下を確認する) ◇希望する業種の営業及び取扱いを証する書類(契約書、請書、請求書(控)、納品書(控)など販売等の実績が確認できる書類の写し)が添付されている。 			
⑤審査基準日から1年以上事業を営んでいることを証する書類	○	<ul style="list-style-type: none"> ※営業証明書に営業開始日が記載されていない場合又は営業証明書が発行されない場合(注1) (15 営業許可等の写しを提出する場合であって、その営業許可等の年月日が審査基準日から1年以上前である場合は不要) ■次のいずれかの書類が添付されている。 ①審査基準日から1年以上前の契約書、請書請求書(控)、納品書(控)など販売等の実績が確認できる書類の写し ②令和4年度 営業分の確定申告書及び添附書類(青色申告決算書又は収支内訳書)の写し 			
⑥従業員名簿(別記第6号様式)	◎	<ul style="list-style-type: none"> ■代表者・役員が記載されている。 ■雇用者は1か月以上の期間を定めて雇用している者が記載されている。 			
⑦(従業員の)賃金台帳の写し	◎	<ul style="list-style-type: none"> ■⑥従業員名簿と一致している。 			

提出書類	提出区分	確認事項	チェック欄		連絡事項
			申請者	公社	
⑧道税に滞納がないことの証明書(写し可)	◎	■申請受付時前3か月以内に発行されたものである。 ■各総合振興局(振興局)税務課(納税課)又は道税事務所の発行するものである。			
⑨本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書(写し可)	○	(道税の納税義務がない場合) ■申請受付時前3か月以内に発行されたものである。 ※本店が道外で道内に支店等があり北海道に納税義務がある場合は、⑧税に滞納がないことの証明書のみ提出する。			
⑩消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書(写し可)	◎	■申請受付時前3か月以内に発行されたものである。 ■税務署の発行するものである。 ※国税通則法施行規則別紙9号書式その3、その3の2(個人用)又はその3の3(法人用)			
⑪誓約書	◎	■日付は申請日と同じである。			
⑫社会保険等の加入状況が確認できる書面の写し ※提出書類13社会保険等適用除外申出書により申し出た保険を除く	◎	■保険料領収書がある。 ■社会保険及び雇用保険の加入状況が確認できる次の書面がある。 【社会保険】(健康保険、厚生年金保険) □ 納入告知書、資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書、適用通知書 等 【雇用保険】 □ 概算・確定保険料申告書及び領収済通知書、適用事業所設置届 等			
⑬社会保険等適用除外申出書	○	■記載内容の確認をした。			
⑭希望する分類の事業内容が確認できる書類の写し (契約書、請書、請求書(控)、納品書(控)、など販売等の実績(控)が確認できる書類)	○	(1)法人、中小企業組合等 ■希望する分類が登記事項証明書の目的欄に具体的に記載されていない場合、契約書等の希望する分類の事業内容が確認できる書類がある。 (2)個人 ■希望する分類が営業証明書に記載のない場合、希望する分類の事業内容が記載された契約書など販売等の実績が確認できる書類がある。			
⑮営業許可等の写し	○	■申請書(別記第5号様式)4営業に必要な許可等に○書きで示した許可、免許、登録等を有する場合、営業許可等の写しがある。			
⑯家畜管理用機械及び牧場用機械取扱い一覧(別記第7号様式)	◎	■取扱い機器等について記載されている又は右上余白に「該当なし」と記載されている。			
⑰組織表等(任意様式)	○	■本店・支店・営業所等一覧がある。(注2)			
⑱定款又は寄附行為	○	■中小企業組合等の場合は必須(注3・4)			
⑲貸借対照表	○	■添付されている。(注4・5)			
⑳中小企業組合等の概要(別記第8号様式)	○	■中小企業組合等の場合は必須(注3)			
㉑官公需適格組合証明書の写し	○	■官公需適格組合の証明を有する場合(注3)			
◇資格決定通知書用返信用封筒	◎	■封筒の大きさは、長形3号サイズ程度で、あて先が記載してあり、切手を貼付してある。			

注1 個人の場合

審査基準日: 令和6年1月1日

注2 法人の場合

注3 中小企業組合等の場合

注4 会社以外の法人の場合

注5 合名会社、合資会社の場合

注6 ◎印は全ての方、○印は該当する方が提出する書類